

国土利用に係る現状と今後の見通し（資料編）

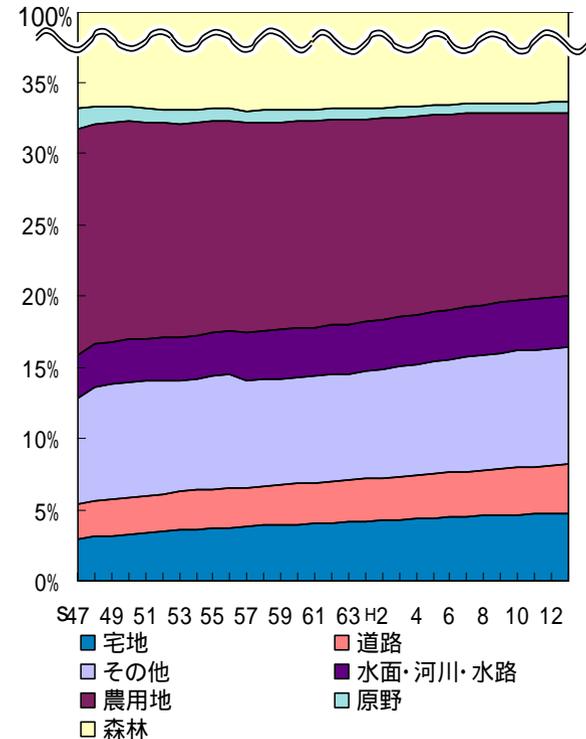
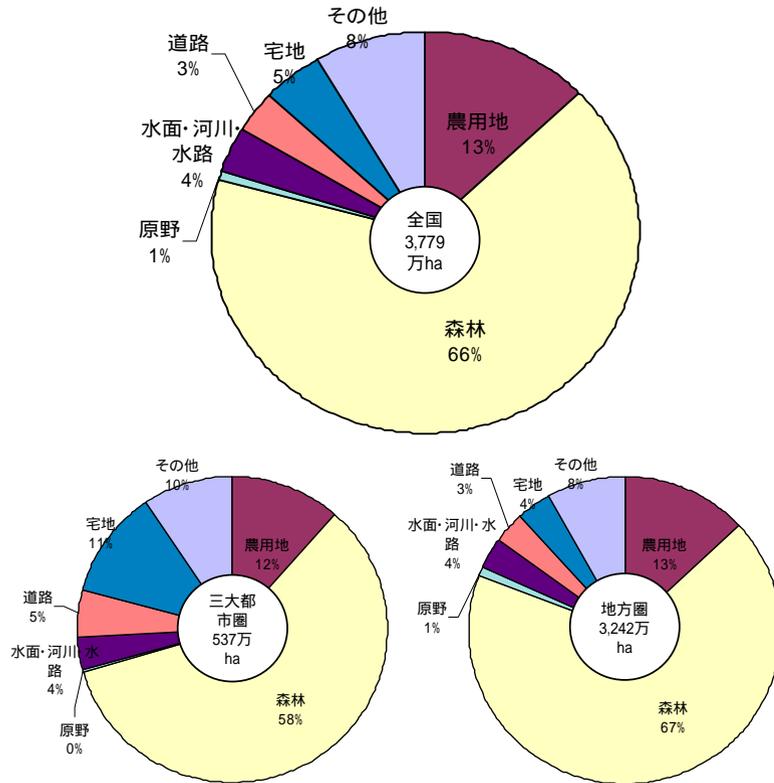
1 . 国土利用の状況と動向	1	3 . 国土利用の質的向上の動向	20
(1) 全般的な国土利用の状況		国土利用の質的向上に係る主な課題と取組事例	20
国土利用構成の現状と推移	1	(1) 安全で安心できる国土利用	
国土利用の変化	2	災害危険地域の土地利用制限	21
関東地方・九州地方の国土利用の変化	3	土地利用規制と合わせた治水対策の取組	22
首都圏の農林業的土地利用から都市的土地利用等への状況	4	土地利用規制と合わせた治水対策の取組	23
(2) 国土利用計画（全国計画）目標値との乖離状況		(2) 自然と共生する持続可能な国土利用	
国土利用の推移と現況及び全国計画目標	5	首都圏の水と緑のネットワーク形成に向けた取組	24
国土利用の推移と現況及び全国計画目標	6	オランダの全国エコロジカルネットワーク	25
国土利用の地目間転用の状況	7	工場跡地における自然再生の取組	26
2 . 土地利用上の課題	8	(3) 美しくゆとりある国土利用	
(1) 土地利用上の問題の状況		国民の景観への評価、景観条例制定市町村数の推移	27
土地利用上の問題の状況	8	美しい国づくり政策大綱のポイント	28
(2) 中山間地域の状況		ドイツの国土・土地利用計画と風景計画の体系	29
地域別耕作放棄地の状況	9	イタリアの国土・土地利用計画と風景計画の体系	30
地域類型別耕作放棄地の状況	10		
耕作放棄地の発生要因	11		
耕作放棄地に対する取組	12		
森林面積の都道府県別増減推移	13		
森林の管理水準の低下	14		
産業廃棄物の不法投棄等による地域環境の悪化の状況	15		
(3) 都市・郊外地域の状況			
小規模住宅地開発、虫食いの開発の進行の状況	16		
中心市街地の空洞化の状況	17		
低未利用地の状況	18		
工場跡地の低未利用地の状況	19		

国土利用構成については、「森林」が全国の7割近くを占め、微減しているものの30年前からその割合はほとんど不変。

「森林」に次いで大きな面積を占める「農用地」は継続的に減少しており、「宅地」、「道路」及び耕作放棄地等「その他」の面積割合が増加。

国土利用構成の現状

国土利用構成の推移

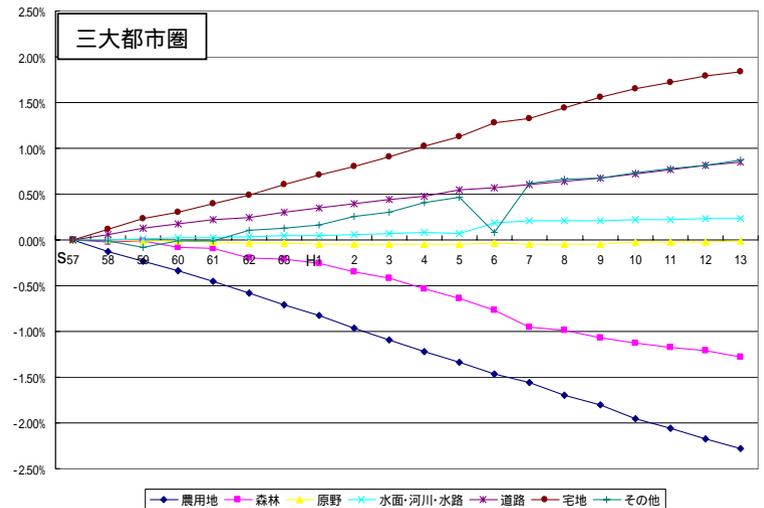
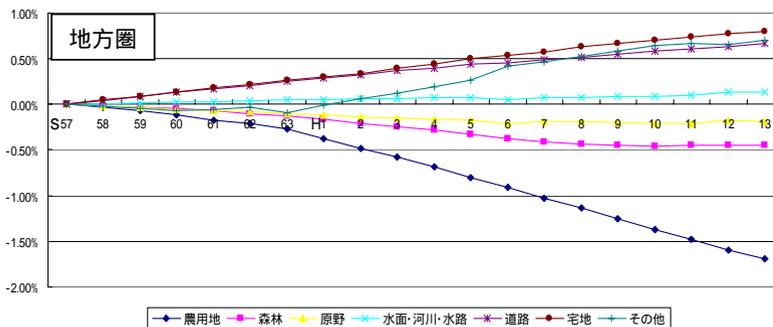
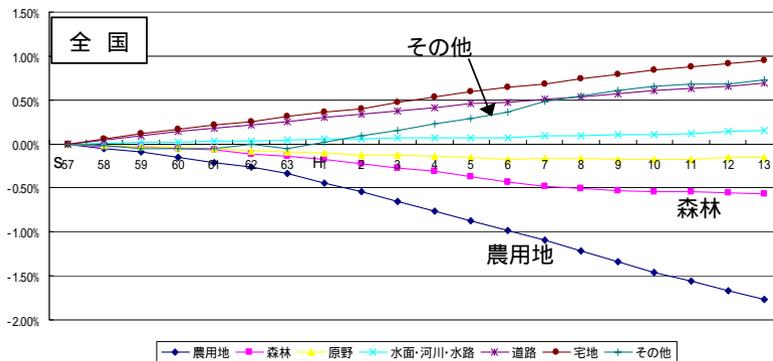


(出典) 国土交通省「土地利用現況把握調査」をもとに国土交通省国土計画局作成
 その他: 公共施設用地、レクリエーション用地、耕作放棄地、北方領土等

地目別面積の増減率は、地方圏よりも三大都市圏の方が大きい。

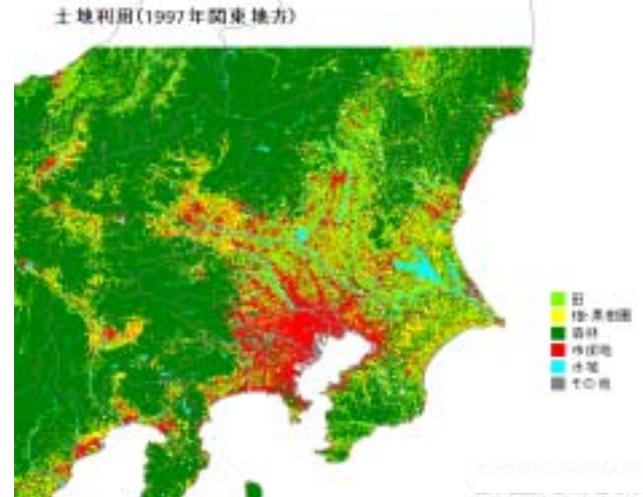
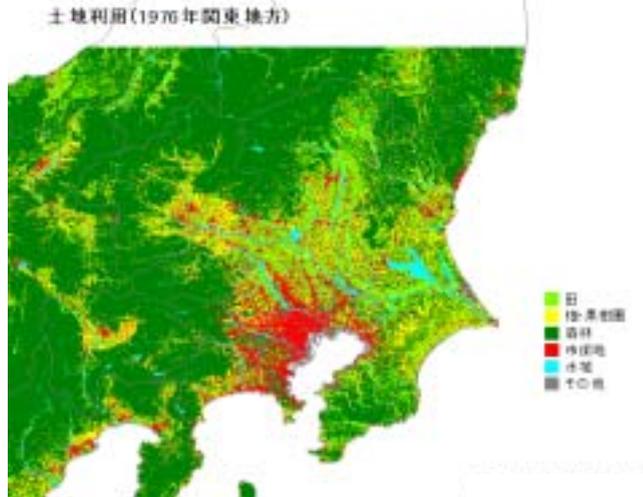
「森林」については、地方圏では減少に歯止めがかかりつつあるが、三大都市圏ではゆるやかな減少が継続している。

地域別の国土利用の変化
(S57年国土面積を100%とした各地目の増加・減少率推移)



(出典)国土交通省「土地利用現況把握調査」をもとに国土交通省国土計画局作成
その他:公共施設用地、レクリエーション用地、耕作放棄地、北方領土等

国土利用の変化(1976~1997)を関東地方、九州地方で見ると、既存市街地の拡大が進展。特に大都市圏、地方中枢都市においてこの傾向が著しい。

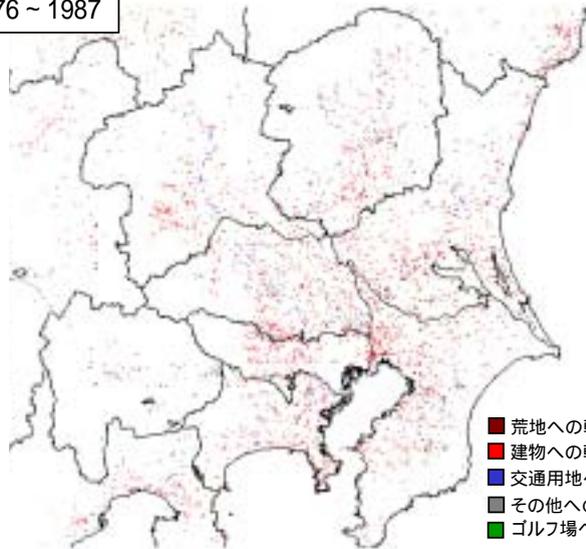


国土利用の変化を首都圏で見ると、農林業的土地利用から都市的土地利用等への転換は、郊外部で引き続き継続。
 首都圏の緑地等の面積は、この20年間で、6%の減少。

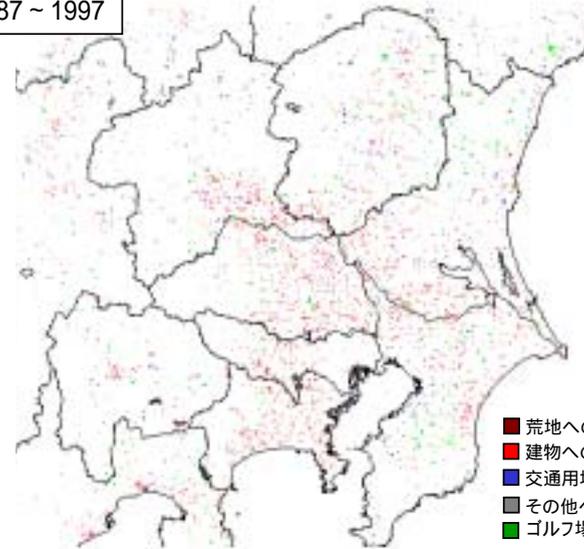
国土利用の変化(首都圏)

期間中に森林・農用地等から凡例の用途に転換した地点

1976 ~ 1987



1987 ~ 1997



(出典)国土交通省「国土数値情報」をもとに国土交通省国土計画局作成
 森林・農用地等:森林、農用地、湖沼、河川、海浜及び海域

緑地等の面積の変化(首都圏)

	昭和51年 (万ha)	平成9年 (万ha)	平成9年 /昭和51年 (%)
首都圏(全体)	365		
緑地等	308	290	94
うち 緑地	211	201	95
近郊整備地帯及び既成市街地	77		
緑地等	46	39	85
うち 緑地	22	18	82

(出典)H14年度首都圏白書
 国土交通省「国土数値情報」をもとに
 国土交通省国土計画局作成
 緑地等:森林、湖沼、河川、農地及び海浜

我が国の国土利用の推移と現況及び全国計画目標

(単位：万ha、%)

区分 地目	昭和50年			昭和60年			平成12年			平成13年			平成17年目標		
	全国	三大都市圏	地方圏												
1.農用地	576 (15.3)	81 (15.2)	495 (15.3)	548 (14.5)	73 (13.6)	476 (14.7)	491 (13.0)	63 (11.7)	428 (13.2)	487 (12.9)	62 (11.5)	425 (13.1)	499 (13.2)	59 (11.0)	440 (13.6)
農地	557 (14.8)	80 (15.0)	477 (14.7)	538 (14.2)	72 (13.4)	466 (14.4)	483 (12.8)	62 (11.5)	421 (13.0)	480 (12.7)	62 (11.5)	418 (12.9)	490 (13.0)	59 (11.0)	431 (13.3)
採草放牧地	19 (0.5)	1 (0.0)	18 (0.6)	10 (0.3)	0 (0.0)	10 (0.3)	7 (0.2)	0 (0.0)	7 (0.2)	7 (0.2)	0 (0.0)	7 (0.2)	9 (0.2)	0 (0.0)	9 (0.3)
2.森林	2,529 (67.0)	324 (60.7)	2,205 (68.0)	2,530 (67.0)	323 (60.3)	2,207 (68.1)	2,511 (66.4)	317 (59.0)	2,194 (67.7)	2,511 (66.4)	317 (59.0)	2,194 (67.7)	2,522 (66.7)	320 (59.6)	2,202 (67.9)
3.原野	43 (1.1)	1 (0.2)	42 (1.3)	31 (0.8)	1 (0.2)	30 (0.9)	27 (0.7)	1 (0.2)	26 (0.8)	27 (0.7)	1 (0.2)	26 (0.8)	23 (0.6)	0 (0.0)	23 (0.7)
4.水面・河川・水路	128 (3.4)	18 (3.4)	110 (3.4)	130 (3.4)	18 (3.4)	112 (3.5)	135 (3.6)	19 (3.5)	115 (3.5)	135 (3.6)	19 (3.5)	115 (3.5)	135 (3.6)	19 (3.5)	116 (3.6)
5.道路	89 (2.4)	19 (3.6)	70 (2.2)	107 (2.8)	23 (4.3)	84 (2.6)	127 (3.4)	26 (4.8)	100 (3.1)	128 (3.4)	27 (5.0)	101 (3.1)	137 (3.6)	28 (5.2)	109 (3.4)
6.宅地	124 (3.3)	43 (8.1)	81 (2.5)	150 (4.0)	51 (9.5)	99 (3.1)	179 (4.7)	59 (11.0)	119 (3.7)	180 (4.8)	60 (11.2)	120 (3.7)	185 (4.9)	61 (11.4)	124 (3.8)
住宅地	79 (2.1)	26 (4.9)	53 (1.6)	92 (2.4)	31 (5.8)	61 (1.9)	107 (2.8)	36 (6.7)	71 (2.2)	108 (2.9)	36 (6.7)	72 (2.2)	110 (2.9)	37 (6.9)	73 (2.2)
工業用地	14 (0.4)	6 (1.1)	8 (0.2)	15 (0.4)	6 (1.1)	9 (0.3)	17 (0.4)	6 (1.1)	11 (0.3)	17 (0.4)	6 (1.1)	11 (0.3)	18 (0.5)	6 (1.1)	12 (0.4)
その他の宅地	31 (0.8)	11 (2.1)	20 (0.6)	44 (1.2)	15 (2.8)	29 (0.9)	55 (1.5)	17 (3.2)	37 (1.1)	55 (1.5)	17 (3.2)	38 (1.2)	57 (1.5)	18 (3.4)	39 (1.2)
7.その他	286 (7.6)	48 (9.0)	238 (7.3)	282 (7.5)	47 (8.8)	234 (7.2)	309 (8.2)	52 (9.7)	260 (8.0)	311 (8.2)	51 (9.5)	261 (8.1)	278 (7.4)	50 (9.3)	228 (7.0)
合計	3,775 (100.0)	534 (100.0)	3,241 (100.0)	3,778 (100.0)	536 (100.0)	3,242 (100.0)	3,779 (100.0)	537 (100.0)	3,242 (100.0)	3,779 (100.0)	537 (100.0)	3,242 (100.0)	3,779 (100.0)	537 (100.0)	3,242 (100.0)

資料：国土庁調べによる

注 1)道路は、一般道路、農道及び林道である。

2)数値は、国土庁が既存の各種の統計を基に推計したものである。

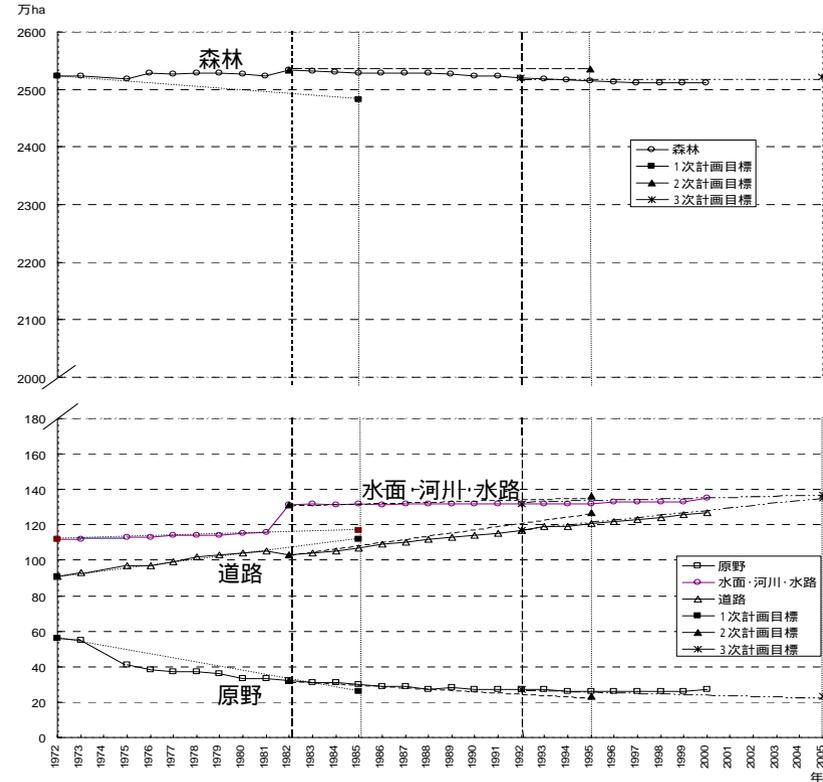
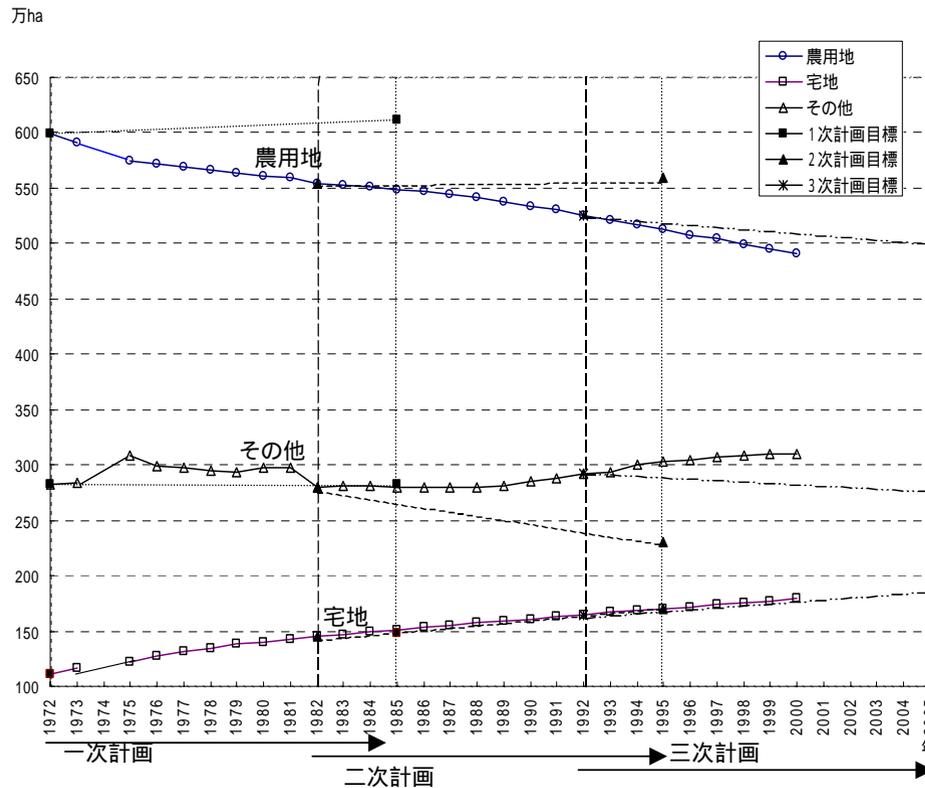
3)地域区分は、次のとおりである。

三大都市圏：埼玉、千葉、東京、神奈川、岐阜、愛知、三重、京都、大阪、兵庫、奈良の1都2府8県

地方圏：三大都市圏を除く地域

1次・2次・3次計画期間を通じて、「農用地」については目標面積に比べて実績の減少が大きい。その差分をみると、1次期間中は、「森林」が計画ほど減少せず、代わりに「農用地」が減少した。また、2次・3次期間中は、耕作放棄地等「その他」が計画以上に増加した。それ以外の地目については、目標と実績の差はあるものの、大きなものとはなっていない。

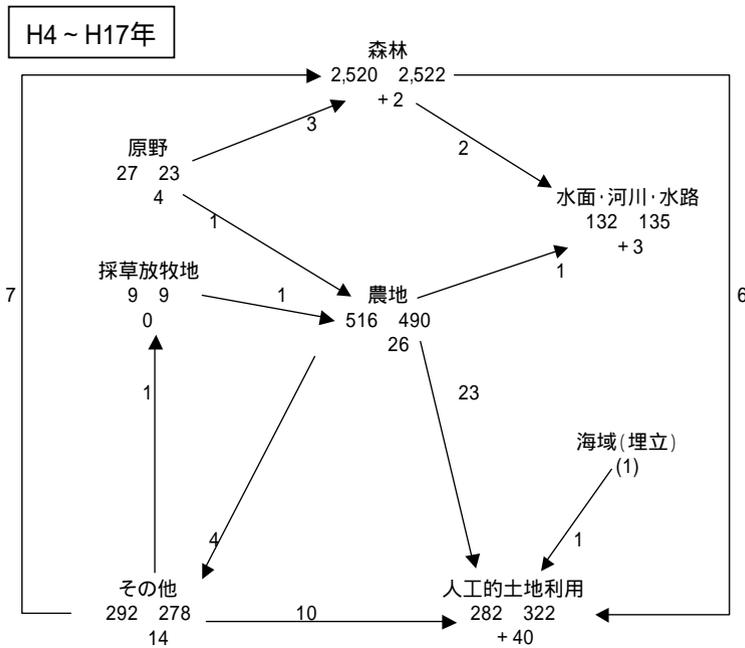
国土利用の推移と国土利用計画の目標



その他: 公共施設用地、レクリエーション用地、耕作放棄地、北方領土等

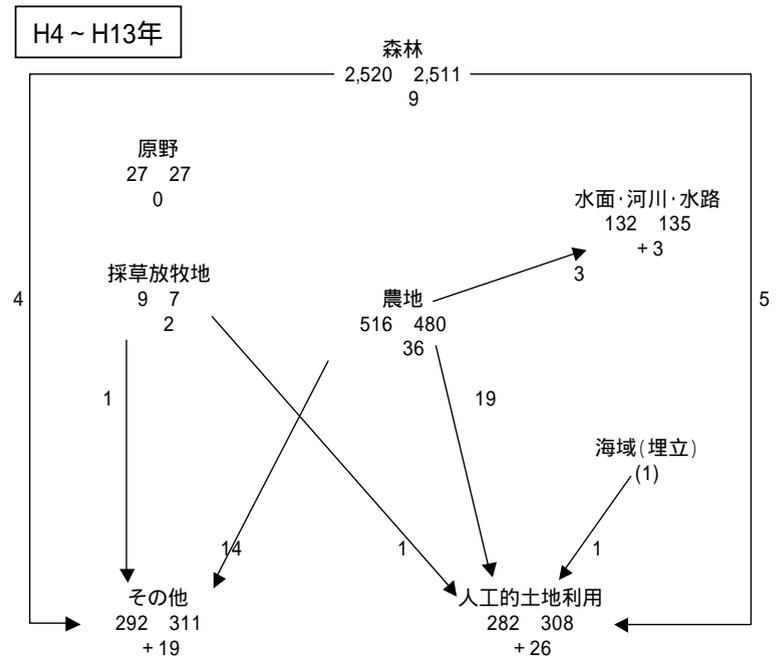
地目間の転換について、第三次国土利用計画(全国計画)の2005年目標値と2001年現状を比較すると、微増目標だった「森林」が減少している、「農地」の減少が目標を上回り、耕作放棄地等「その他」への転用が多くなっている。

全国計画における目標



現 状

(単位:万ha)

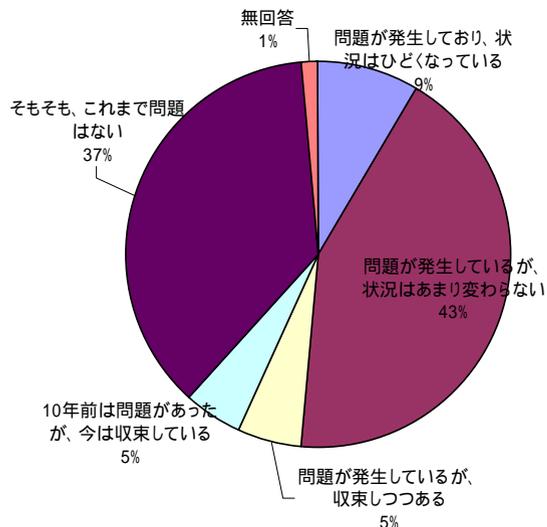


(出典)国土庁計画・調整局「国土プランナー必携」
国土交通省「土地利用現況把握調査」をもとに国土交通省国土計画局作成
人工的土地利用: 宅地、道路

10年前と比較して土地利用上の問題がひどくなっている、変わらないと認識している市町村が5割強の状況。

市町村で発生している土地利用上の問題に関しては、「耕作放棄地の増加、山林荒廃など」や「小規模な住宅地開発など、虫食的な開発の進行」などの回答が多い。

市町村における土地利用上の問題の状況
(10年前との比較)



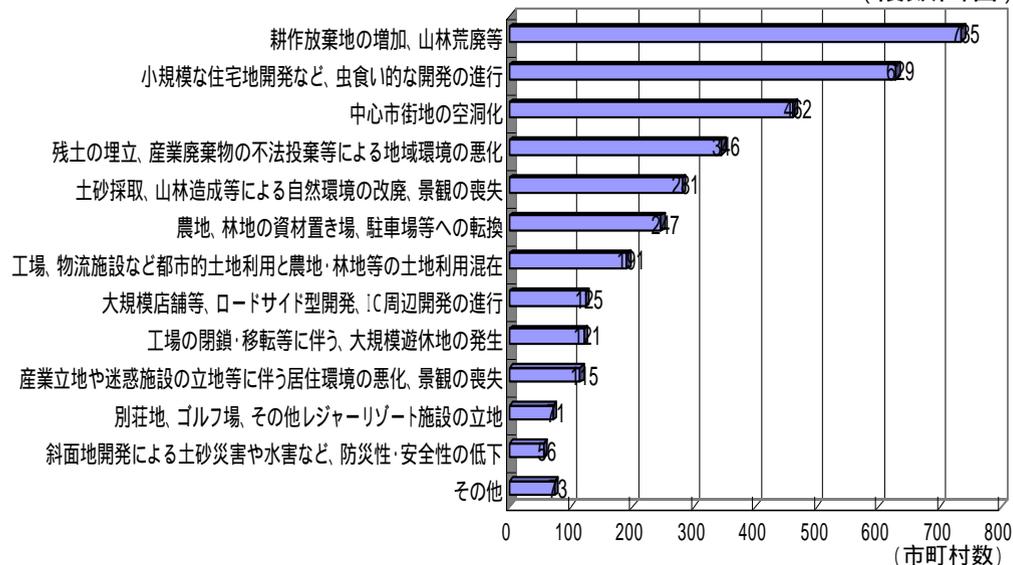
資料：国土交通省実施の市町村アンケート(H12年)より作成

(出典) 土地白書より国土交通省国土計画局作成

市町村アンケート概要

全国3,229市町村を対象に調査。回収数2,033市町村(回収率62.9%)

市町村で発生している土地利用上の問題点
(複数回答)



資料：国土交通省実施の市町村アンケート(H12年)より作成

耕作放棄地は東北、関東・東山に多く分布。両地域で全国の約5割を占める。

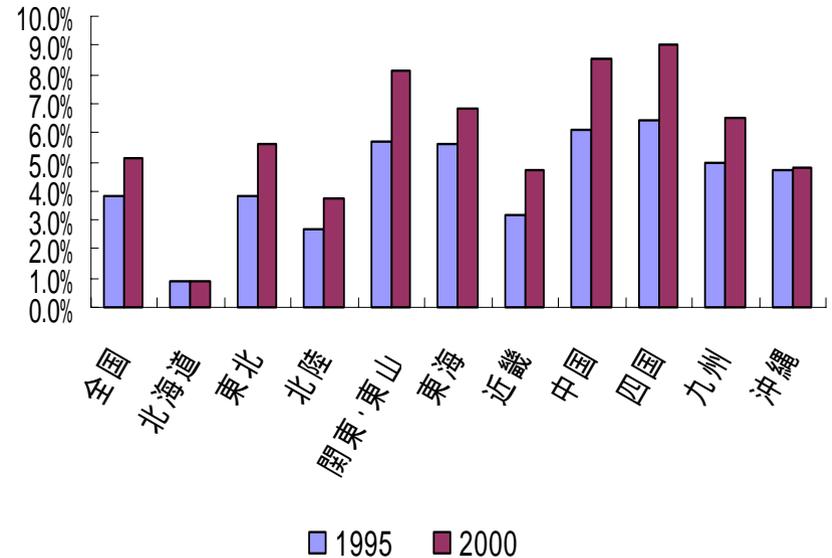
耕作放棄地率は全国的に増加傾向にあるが、特に四国、中国、関東・東山で高い。

地域別耕作放棄地の状況

単位:千ha、%

	耕作放棄地面積			全国に占める割合		耕作放棄地率	
	1995	2000	増減率	1995	2000	1995	2000
全国	162	210	30%	100%	100%	3.8%	5.1%
北海道	9	9	6%	6%	4%	0.9%	0.9%
東北	31	44	43%	19%	21%	3.8%	5.6%
北陸	8	11	32%	5%	5%	2.7%	3.7%
関東・東山	41	55	34%	25%	26%	5.7%	8.1%
東海	14	16	14%	9%	8%	5.6%	6.8%
近畿	7	10	42%	4%	5%	3.2%	4.7%
中国	15	20	30%	9%	10%	6.1%	8.5%
四国	9	12	32%	6%	6%	6.4%	9.0%
九州	26	31	22%	16%	15%	5.0%	6.5%
沖縄	2	2	-7%	1%	1%	4.7%	4.8%

地域別の耕作放棄地率



(出典)農林水産省農林業センサスより国土交通省国土計画局作成

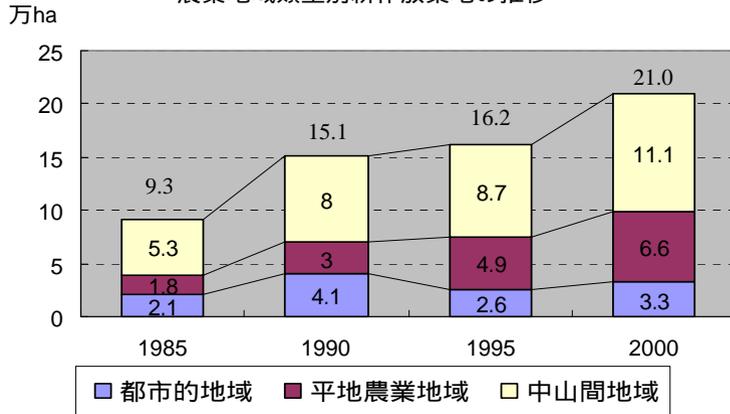
(注)東北:青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島 北陸:新潟、富山、石川、福井 関東・東山:茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野
東海:岐阜、静岡、愛知、三重 近畿:滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山

耕作放棄地率 = 耕作放棄地面積 ÷ (耕作放棄地面積 + 経営耕作面積) × 100%

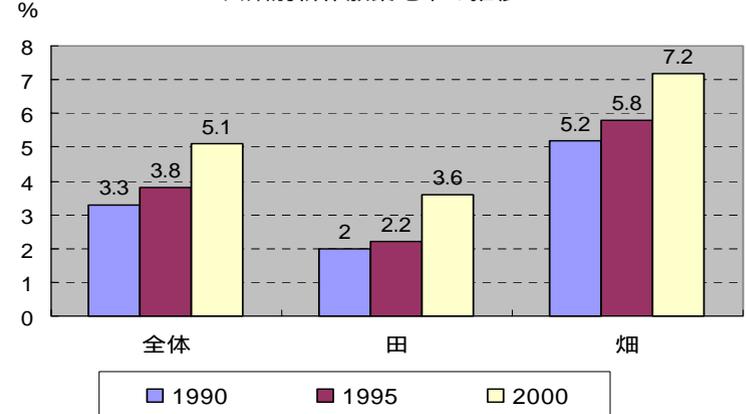
耕作放棄地(率)ともに増加しており、2000年の総面積は21万ha。

地域類型別に見ると、いずれの地域でも増加しているが、特に中山間地域において高い割合となっている。

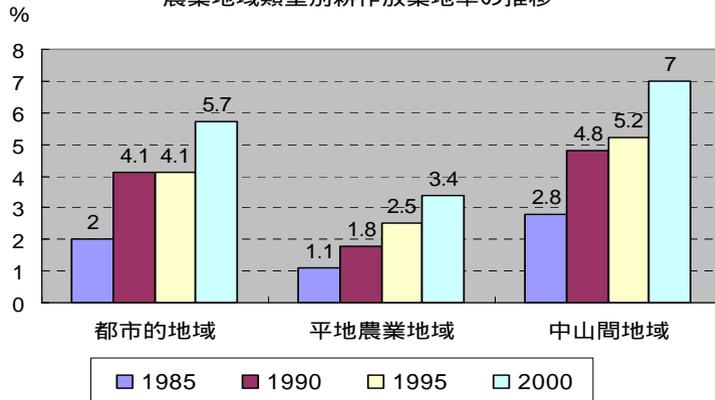
農業地域類型別耕作放棄地の推移



田畑別耕作放棄地率の推移



農業地域類型別耕作放棄地率の推移



(出典) 農林水産省農林業センサスより国土交通省国土計画局作成

(注) 農林業センサスの耕作放棄地とは、以前農地であったもので、過去1年間以上作物を栽培せず、しかも、この数年の間に再び耕作するはっきりした意志のない土地をいい、耕地及び作付面積統計での数値(耕作し得ない状態になった土地)とは定義が異なる。

農業地域類型は、農林業センサスにおける、旧市町村単位での分類

都市的地域: 人口密度が500人/km²以上、DID面積が可住地の5%以上を占める等都市的な市町村

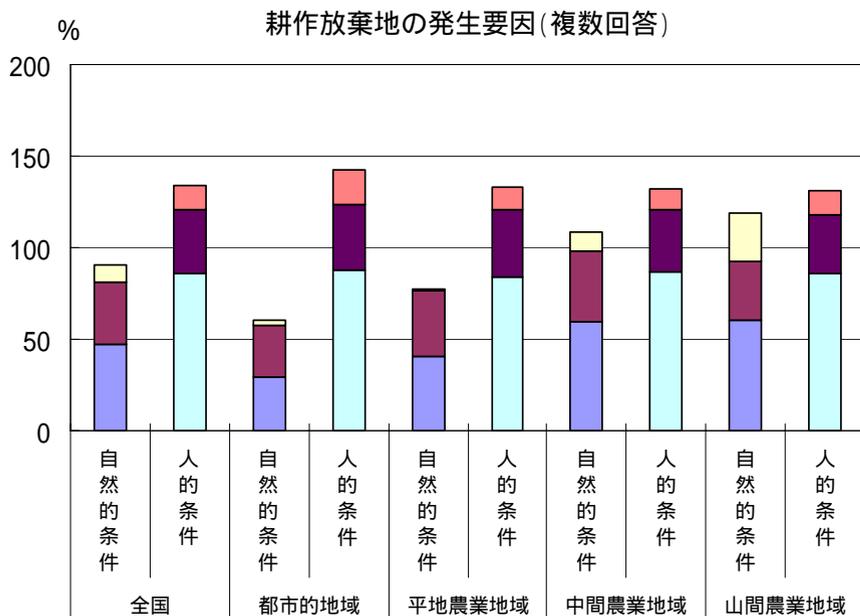
平地農業地域: 耕地率が20%以上、林野率が50%又は50%以上であるが平坦な耕地が中心の市町村(田の傾斜20分の1、畑の傾斜8度を基準に判定)

中間農業地域: 平地農業地域と山間農業地域との中間的な地域であり、林野率は主に50%~80%で耕地は傾斜地が多い市町村

山間農業地域: 林野率80%以上、耕地率が10%未満の市町村

耕地面積の割合は、都市的: 約15%、平地: 約47%、中山間: 約38%

農業従事者の高齢化・労働力不足、傾斜地等の土地条件の悪さ、道路条件の悪さ、農地の受け手がない等が高い率となっているが、中間地、山間地になるほど、土地条件面の要因が高くなっている。



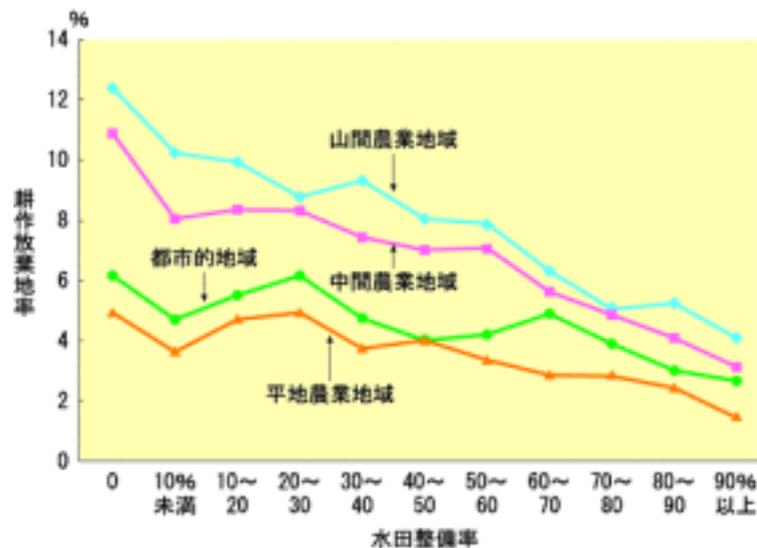
【自然的条件】

- 土地条件が悪い
- 道路条件等が悪く通作不便
- 鳥獣害の被害が多い

【人的条件】

- 高齢化・労働力不足
- 地域内に農地の引き受け手がない
- 離農

水田整備率と耕作放棄地率の関係(都府県)



資料：農林水産省「農林業センサス」(12年)〈総集集計〉

注：農業集落内の田の区画整理面積の割合(水田整備率)と農業集落内の田の耕作放棄地率の関係を見たものである。なお、耕作放棄地率は次式により算出した。

$$\text{耕作放棄地率} = \frac{\text{耕作放棄地面積}}{(\text{経営耕地面積} + \text{耕作放棄地面積})} \times 100$$

(出典)平成14年食料・農業・農村白書より

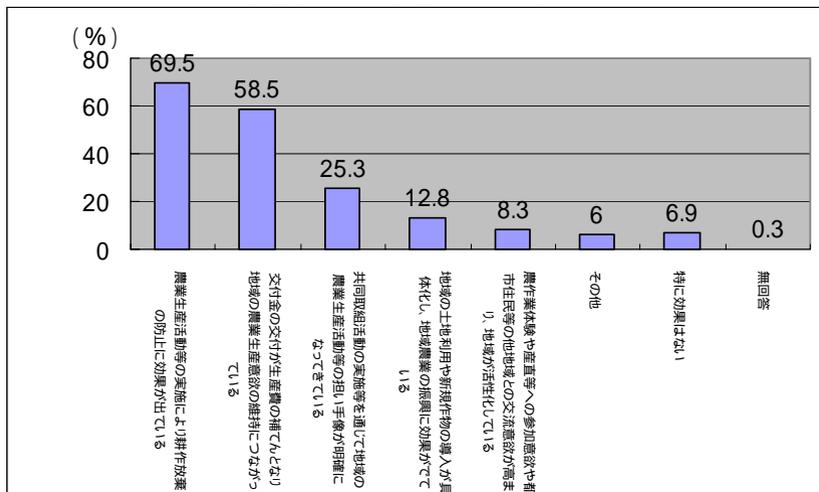
中山間地域等において、直接支払制度に基づく集落協定の締結を契機に、持続的な農業生産活動の維持に向けた取組が実施されている。

集落協定締結率の低い地域において、耕作放棄地率、高齢化率が高い傾向が見られる。

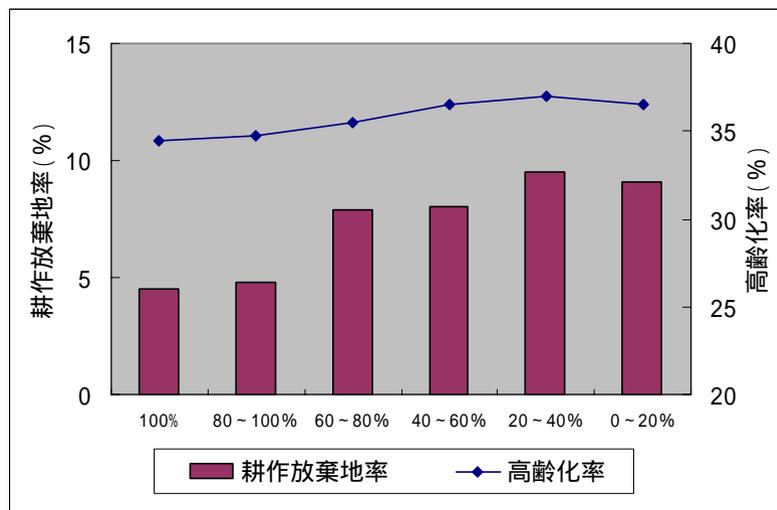
集落協定における体制整備に向けた取組状況

	協定数	割合(%)
話し合いの復活、回数の増加した協定	25,673	81.6%
共同作業・機会の共同利用の復活・回数の増加があった協定	11,807	37.5%
共同作業への農業後継者等の新たな参加のあった協定	2,009	6.4%
オペレーターを確保・増加した協定	795	2.5%
第3セクターによる農作業の請負等のあった協定	565	1.8%
新規就農者のあった協定	527	1.7%
地域外のボランティアの参加があった協定	240	0.8%
全集落協定数	31,462	

集落協定の締結による効果



市町村ごとの協定締結率と耕作放棄率・高齢化率の関係



(出典) 農林水産省資料より国土交通省国土計画局作成

(注) 中山間地域等直接支払い制度(平成12年度導入)

平地地域と比べて農業の生産状況が不利な中山間地域等において、集落協定等に基づき5年間以上継続して行われる農業生産活動等に対して、直接支払いを実施。

10a当たり単価: 田(8,000円、21,000円)、畑(3,500円、11,500円)

森林面積は、全国的には微減傾向。
都道府県別の増減率を見ると、大都市圏、特に東京圏で減少率が相対的に大きい。

森林面積の都道府県別増減
(各期間の森林面積増減率)

1986 ~ 1991

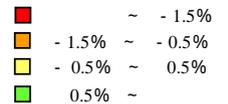
2,529万ha
2,522万ha
(0.30%)

1991 ~ 1996

2,522万ha
2,513万ha
(0.36%)

1996 ~ 2001

2,513万ha
2,511万ha
(0.08%)



森林については、資源として十分に利用されないばかりか、健全な森林を育成する上で不可欠な人工林の間伐が適切に行われなかったりするなど管理水準の低下が危惧される状況にある。その要因は、長期にわたる木材価格の低迷と経営コストの増大で林業生産活動が停滞していることなどが挙げられる。

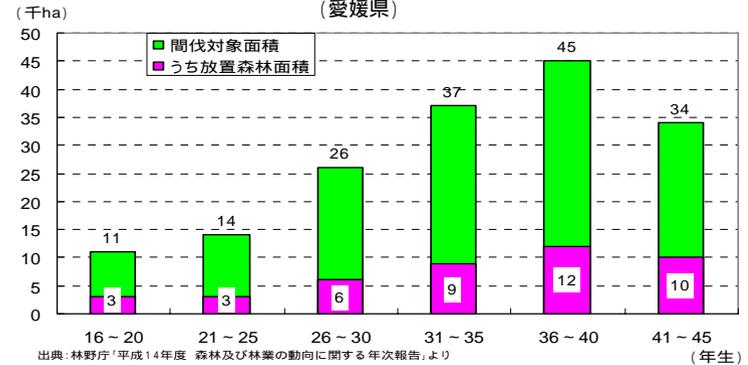
また、林業就業者は、過去40年間で大幅に減少しており、近年では65歳以上の高齢者が占める割合も急激に上昇している。

木材自給率の推移



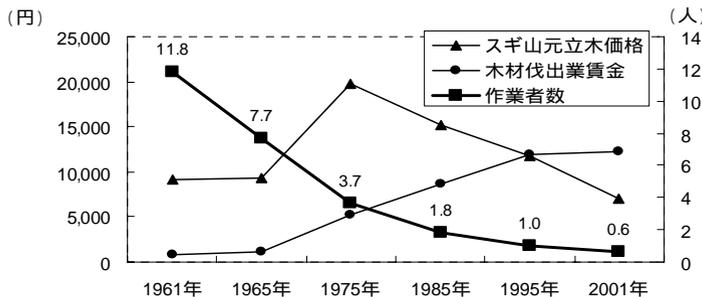
出典：林野庁「木材需給表」をもとに国土交通省国土計画局作成

年齢別の間伐対象面積と放置森林面積 (愛媛県)



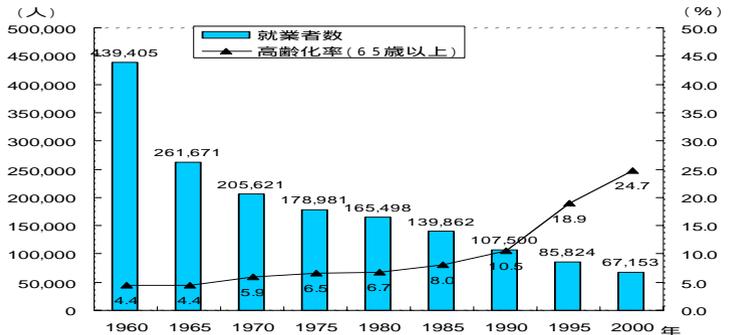
出典：林野庁「平成14年度 森林及び林業の動向に関する年次報告」より
 資料：愛媛県「愛媛県放置森林管理システム検討結果報告書」
 注：1) 水土保持機能の高い森林の、間伐対象森林面積と放置森林面積である。
 「水土保持機能の高い森林」は、同県の地域森林計画において、山地災害防止機能又は水源かん養機能が第一に発揮されるべきとして区分されている森林
 2) 「放置森林」とは、16~45年生の針葉樹人工林で過去10年間に施業が全く行われていない、立木の過密化が原因で、気象災害や病虫害のおそれや荒廃が見られる、森林所有者による施業が期待できないのいずれにも該当する森林
 3) 「間伐対象森林」は、16~45年生のスギ、ヒノキ等針葉樹人工林

スギ1m3で雇用できる伐木作業員数の推移



出典：「平成14年度 森林及び林業の動向に関する年次報告」をもとに国土交通省国土計画局作成

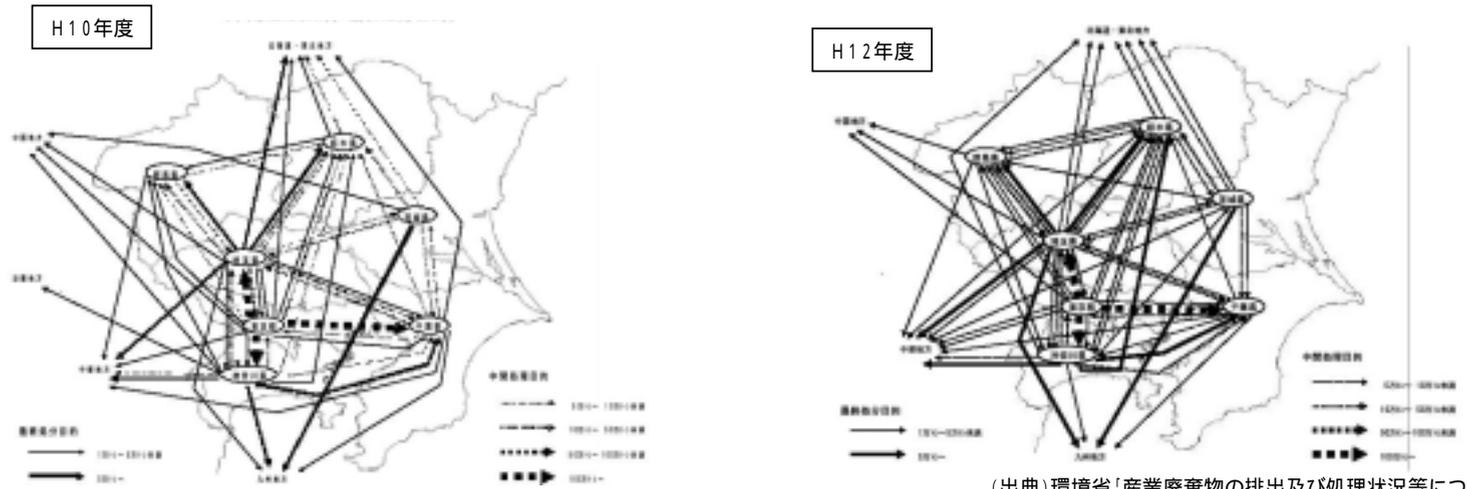
林業就業者数、高齢化率の推移



出典：「国勢調査」をもとに国土交通省国土計画局作成

都市圏の廃棄物が他地域で処理される状況は依然として発生。また、不法投棄が発生。

首都圏の産業廃棄物の広域的移動状況(中間処理目的、最終処分目的)



(出典) 環境省「産業廃棄物の排出及び処理状況等について」HP

青森県・岩手県県境にまたがって不法投棄された事例

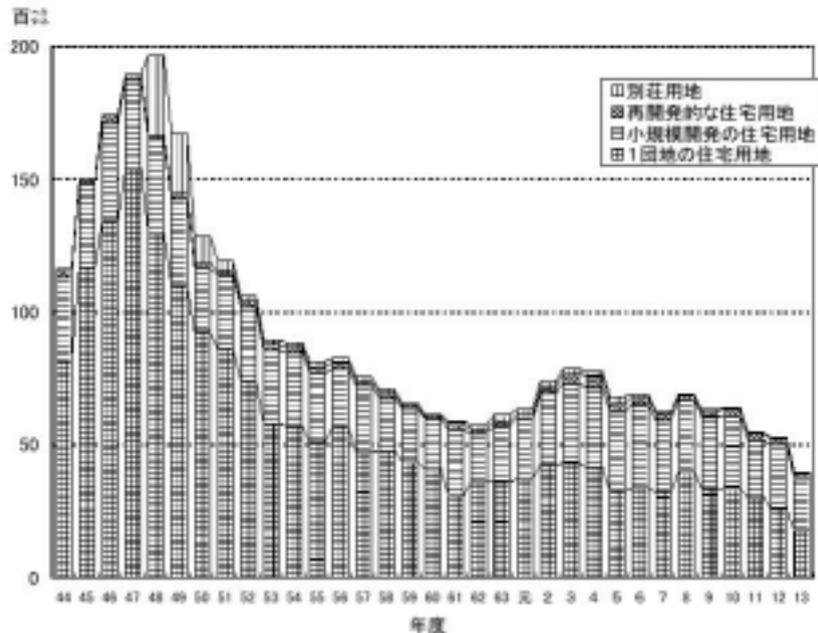


(出典) 青森県HP

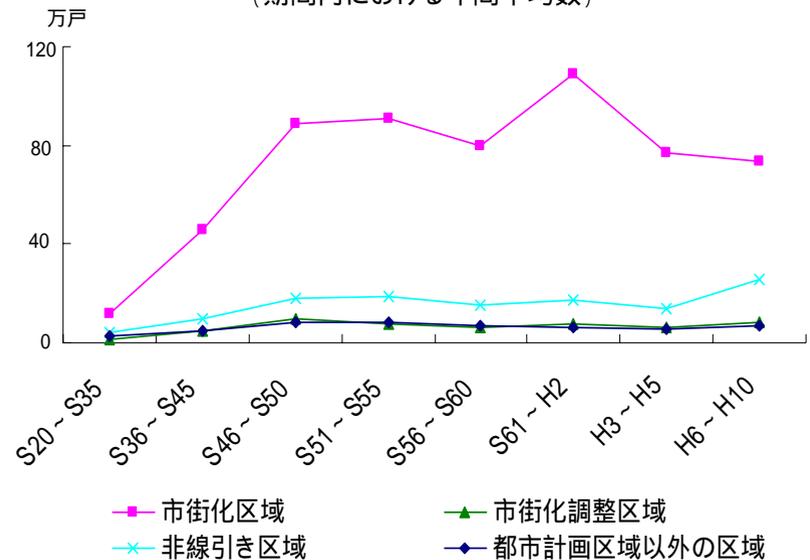
近年、住宅開発が減少する中で、小規模住宅地開発は、その割合は増加。

近年、市街化区域における住宅数が横這いなのに対して、非線引き区域における住宅数が増加。

住宅用地完成面積の推移



住宅数の都市計画区分による推移
(期間内における年間平均数)

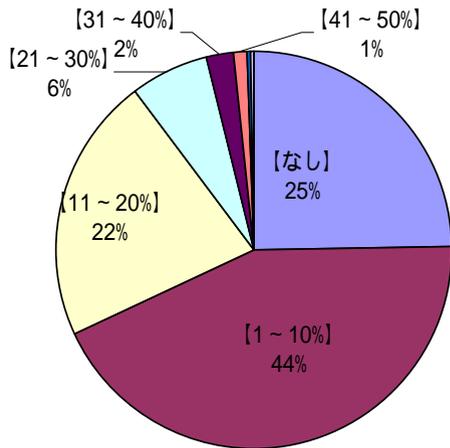


(出典)国土交通省基礎統計資料HP
H13年度住宅用地完成面積調査報告
1団地の住宅用地: 1万m²以上
小規模開発の住宅用地: 1万m²未満

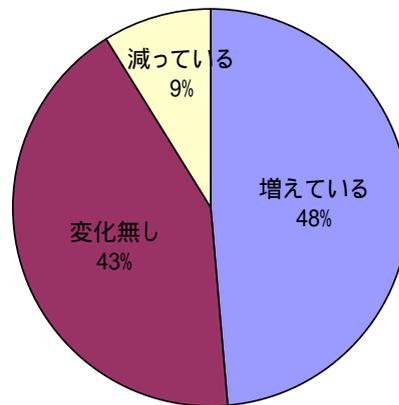
(出典)H5、H10総務省住宅・土地統計調査
H6~H10期間については、(H10ストック-H5ストック)/5年により算出し、
他期間は、H5年版に掲載された各期間中の建設数を各期間年数で除した
数値を使用

全国の商店街における空き店舗の状況は、空き店舗が10%以上である比率は約30%であり、5年前と比較して増加。中心市街地空洞化の要因としては、中心市街地の相対的な人口シェア低下及び急速な高齢化、郊外部への大規模店舗立地、公共施設の郊外移転などが考えられる。

全国の商店街における空店舗比率



空店舗の5年前との比較比率



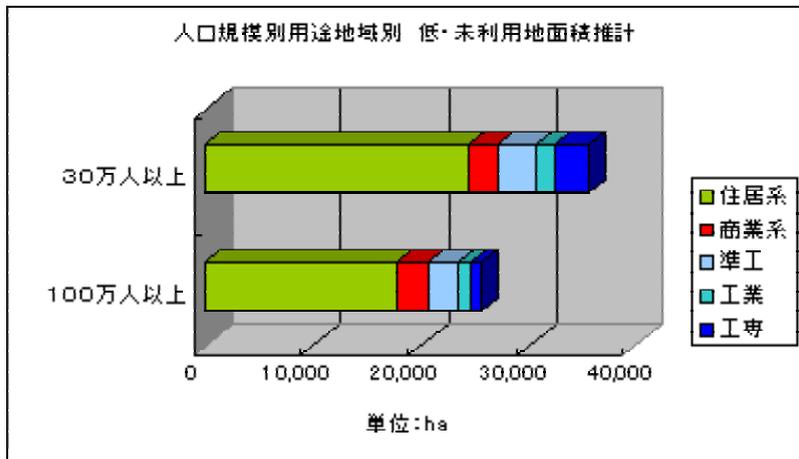
(出典) 中小企業庁「H12商店街実態調査」
 全国の商店街からサンプルとして5,000商店街を抽出
 回収数・回収率：1,702(34.0%)

千葉県木更津市の中心市街地空洞化の状況



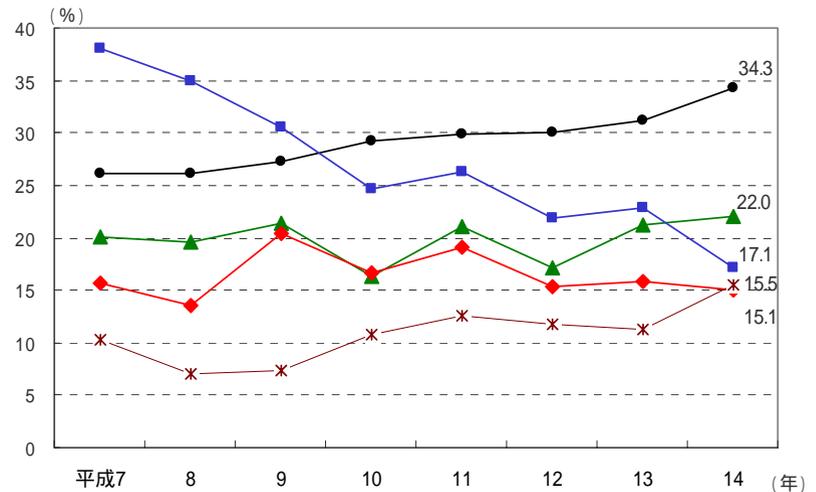
(出典) 国土交通省低未利用地バンクHP
 低・未利用地等の利用状況の変遷に関する経年的実態調査

低未利用地の面積は、全国の30万人以上100万人未満都市で約35,000ha、100万人以上都市で約25,000haと推計。
 低未利用地の問題については、その理由として、「利用計画はあるが、時期が来ていない」が減少する一方、「売却を検討したが、売却できず」が増加。



(出典) 国土交通省HP
 国土交通省低未利用地調査
 調査対象: 人口30万人以上都市の市街化区域
 (都市数: 88都市 東京都23区は1都市と数えた)
 調査手法: 1. サンプル調査 (サンプル調査地区数: 650地区)
 調査対象区域内の公示地ポイントから650地点を無作為に抽出し、抽出された地点を中心に一定範囲内の街区を調査区とし、調査区内の低・未利用地を調査対象とした
 2. 総量推計等
 1. のサンプル調査結果を基に、全国の人口30万人以上の都市の市街化区域における低・未利用地の賦存状況の推計等を行った。

低未利用地となっている理由の推移

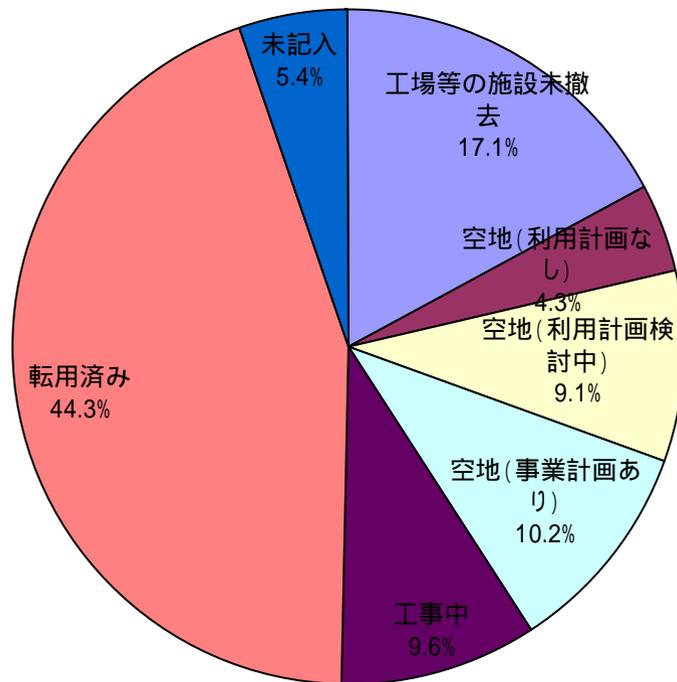


● 売却を検討したが、売却できず
 ▲ 資産として、土地を所有したい
 ■ 利用計画はあるが、時期が来ていない
 ◆ 利用したいが、資金的余裕がない
 × 事業縮小や効率化による見直し

(出典) H14年度土地白書
 国土交通省「土地所有・利用に関する企業行動調査(H14年度)」
 (株)帝国データバンクの企業情報データベース「COSMOS2」の最新版(2001年12月現在、約64万社登録)から、本社登録数の都市別構成比に応じて株式会社(資本金1,000万円以上)を無作為に抽出した(層化二段無作為抽出)。
 発送総数9,000社、有効回収数2,817社(有効回収率31.3%)

工場跡地の利用転換の状況については、「転用済み」は半数以下にとどまり、施設未撤去と空地を合わせると40%となる。
東京湾沿岸地域の低未利用地の状況については、全域にわたって幅広く分布。

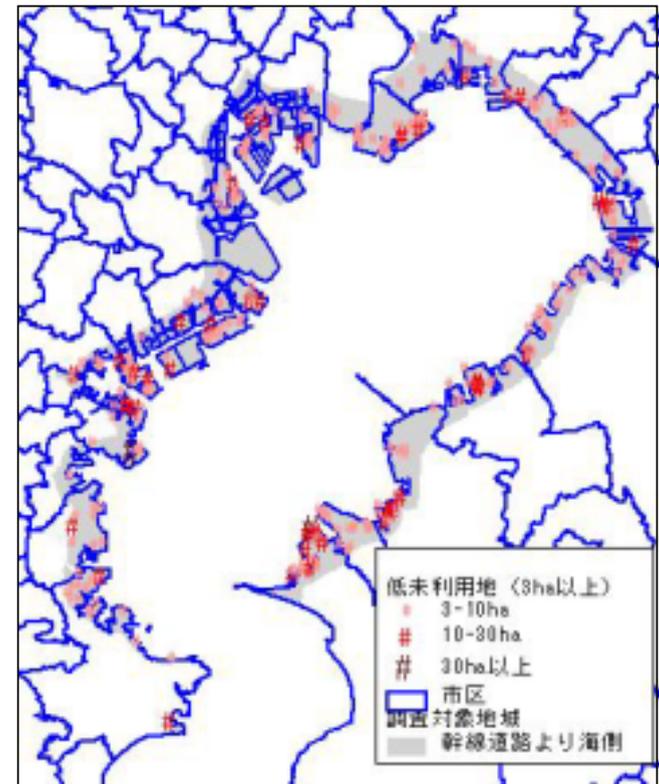
工場跡地の利用転換の状況



(出典) H13年度土地白書

通商産業省(経済産業省)「工場跡地実態アンケート調査(H10年度)」首都圏、中部圏及び近畿圏における731の地方公共団体を対象として、H11.2に実施。回収率=56.9%
調査対象となった工場跡地は、S60から調査時点までの間に生産機能を廃止した製造事業所で、面積が5,000m²以上のもの。

東京湾沿岸地域における低未利用地分布状況



(出典) H14年度首都圏白書
国土交通省国土計画局調べ

国土利用の質的向上に係る主な課題と取組事例

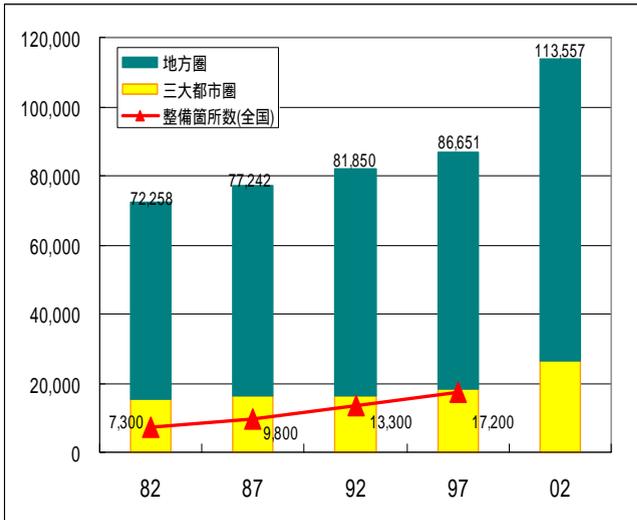
	主な課題	主な取組事例
安全で安心できる国土利用	<ul style="list-style-type: none"> ・災害危険地域における資産・人の集中への対策 ・自然災害に対する都市の防災性向上 ・森林・農地の持つ国土保全機能の発揮 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害危険地域の土地利用制限 ・ハード対策とソフト対策(土地利用・情報等)を組み合わせた防災対策 ・密集市街地対策、防災拠点整備
自然と共生する持続可能な国土利用	<ul style="list-style-type: none"> ・都市における緑の保全・創出 ・生物の多様性が確保された自然の保全・創出とそのネットワーク化 ・耕作放棄や森林管理の低下による農地・森林の荒廃の抑制 	<ul style="list-style-type: none"> ・首都圏自然環境の総点検 ・(参考)オランダエコロジカルネットワーク ・農地・森林の保全と有効活用のための取組 ・都市部・港湾部の遊休地対策としての自然再生
美しくゆとりある国土利用	<ul style="list-style-type: none"> ・経済性や効率性、機能性を重視したため美しさへの配慮を欠いた雑然とした景観、無個性・画一的な景観への対応 ・郊外のスプロールの開発の抑制 ・長年の管理により美しく維持され景観として価値のある農山漁村や森林の保全や活用 ・里山林や都市近郊林の適正な管理 ・歴史的な街並みや集落の保存・活用による歴史を活かしたまちづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・美しい国づくり政策大綱 ・(参考)ドイツ国土計画・風景計画 ・景観条例の制定 ・コンパクトシティ

宅地開発が進み、それに伴い土砂災害の発生する恐れのある危険な区域も年々増加。特にこの5年間で急増。

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）（平成13年4月施行）」に基づき「土砂災害特別警戒区域」等を指定し土地利用制限（特定の開発行為に対する許可制、建築物の移転勧告等）の取り組みを行っている。

土砂災害特別警戒区域の概要

急傾斜地崩壊危険箇所数と整備箇所数の推移



急傾斜地崩壊危険箇所： がけの斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地で想定被害区域内に人家5戸以上（公共建物5未満を含む）

【区域指定基準：急傾斜地の崩壊の例】



<土砂災害警戒区域>

- イ 傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域
- ロ 急傾斜地の頂上から水平距離が10m以内の区域
- ハ 急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍(50mを超える場合は50m)以内の区域

<土砂災害特別警戒区域>

土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動等に対して住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある程度を生ずることなく耐えることのできる力の大きさを上回る区域

区域指定基準には、「急傾斜地の崩壊」の他に「土石流」、「地滑り」の基準がある。

土砂災害特別警戒区域の規制等

土砂災害警戒区域

- ・市町村地域防災計画への記載と警戒避難体制の整備

土砂災害特別警戒区域

- ・特定の開発行為に対する許可制
- ・建築物の構造規制
- ・建築物の移転等の勧告と移転のための融資・補助の支援措置
- ・宅地建物取引の制限

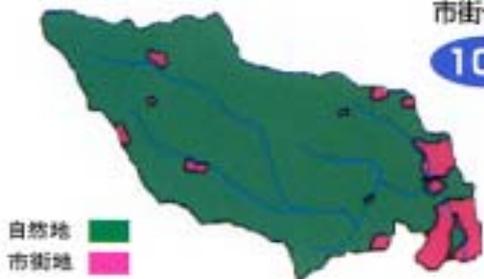
土地利用の改変にともなう下流域の洪水被害の拡大を防ぐため、開発に際しての防災調節池の設置や透水性舗装、浸透マスの設置等の流域での総合的な取り組みを行っている。

土地利用の改変に伴う災害被害の拡大

～ 鶴見川流域の事例～

1958年(昭和33年)

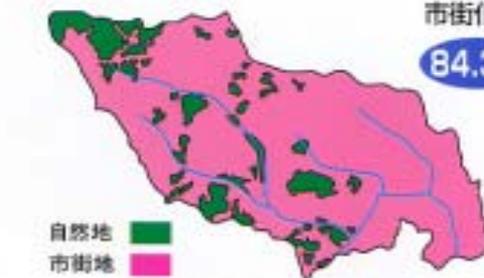
市街化率
10%



(開発前)

1997年(平成9年)

市街化率
84.3%



(開発後)

昭和30年代以降の急激な開発により、流域の大部分が市街化され、地表がコンクリートなどに覆われるなど、雨が地中に浸透しづらくなり、短時間に多量の洪水が河川に流入するようになった。

土地利用等と合わせた総合的な対策の例

- 河川改修
 - ・河道の整備
 - ・遊水地・放水路の整備
- 保水・浸透能力の保持
 - ・森林・農地等の自然的土地利用の保全
 - ・開発に伴う防災調節池の設置
 - ・透水性舗装、浸透マスの設置
- 遊水機能の維持
 - ・土地利用の規制誘導(遊水区域の特定)
 - ・市街化調整区域の保持
 - ・盛土の抑制
- 低地地域での対策
 - ・耐水性建物の奨励
 - ・貯留施設の設置

ハザードマップ等で示す浸水区域を建築基準法に基づく条例で災害危険区域に指定し、住居建築等の土地利用規制を行うとともに、あわせて治水対策を行う取り組みが行われている。

ハード対策とソフト対策(土地利用規制)とを組み合わせた防災対策
 おの だに
 ~ 相野谷川における土地利用規制と治水対策の例 ~



- ・浸水区域での住居建築等の規制
災害危険区域として指定
- ・家屋の治水対策
輪中堤や宅地高上げ



たかおか
平成13年浸水状況(高岡地区)



ふなだ
平成13年浸水状況(耐田地区)

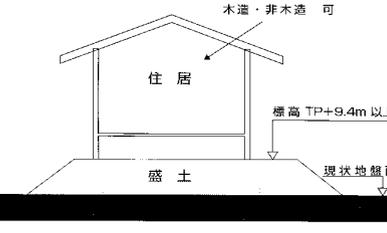
紀宝町災害危険区域に関する条例 (抜粋)

(災害危険区域の指定)
 第2条 1級河川相野谷川流域の紀宝町耐田、高岡及び大里の区域内にある標高9.4メートル未満の区域を災害危険区域に指定する。

(建築物の建築の制限)
 第5条 第2条に規定する災害危険区域内においては、住居の用に供する建築物を建築してはならない。ただし、次の各号に掲げる建築物については、この限りではない。
 (1)地盤面の高さを標高9.4メートル以上として建築する建築物。

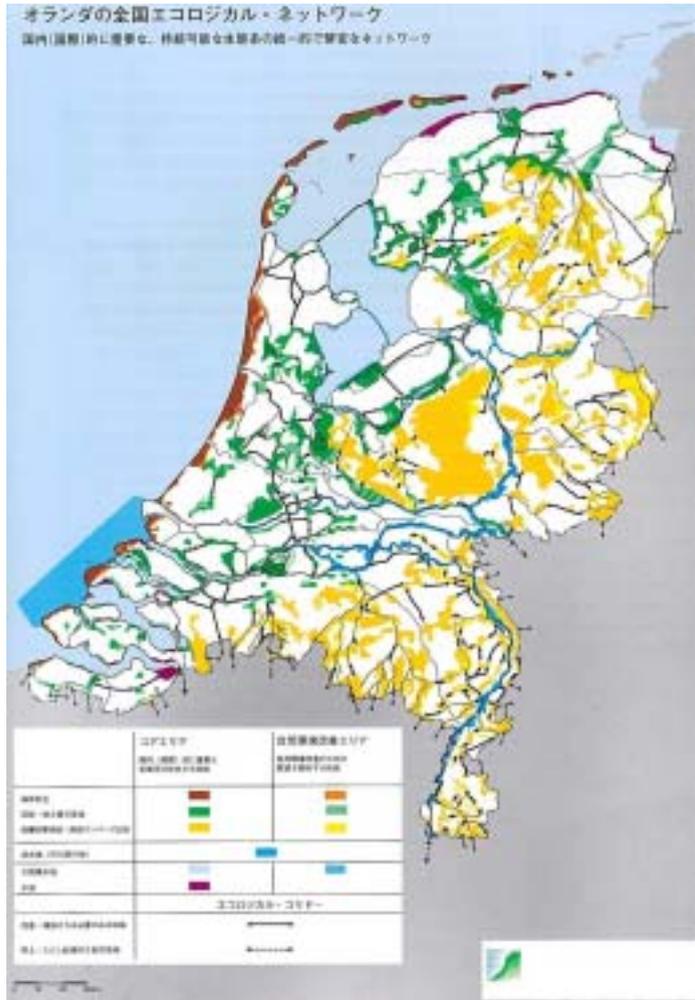
相野谷川流域は最大TP+9.4mまで浸水する可能性があります。この浸水地域に新しく建物を作る場合は、浸水による被害を最小限にするために、以下のような対策をする必要があります。

①地盤面の高さを標高TP+9.4m以上とする。



三重県紀宝町洪水ハザードマップより

オランダでは、自然との共生を目指し、全国エコロジカル・ネットワークの形成が図られている。



オランダの全国エコロジカル・ネットワーク

制度上の位置付け:

・全国エコロジカル・ネットワークは、生物多様性保全に関するオランダ国内の基本的計画として位置付けられた「自然政策計画」の柱として立案された。・「自然政策計画」はオランダ議会によって1990年11月に承認された。・法的位置付けは、1998年の新「自然保全法」に基づく。

計画策定主体: 農業・自然管理・水産省

計画体系: 全国エコロジカル・ネットワークを上位計画として、全国12州が農業・自然管理・水産省が立てた全体目標に基づき、各州において詳細な情報に基づき即地的な計画策定が行われる。

全国エコロジカル・ネットワークは、国内又は国際的に重要な、あるいはその可能性のある既存の地域、もしくは修復や改善を通してそのような状態に達成できる可能性をもった次の地域を緊密に結びつけたネットワークである。

「コアエリア」: 全国的または国際的に生態学的価値を有する地域で、半自然生態系も含まれる。現在の生態学的価値の保護・向上が目指している。

「自然環境改善エリア」: 自然環境の改善によって実際にコアエリア又はエコロジカルコリドーになる可能性をもった地域。

「エコロジカル・コリドー」: コアエリアや自然環境改善エリアを接続することによって、種の分散や移動を容易にするためのゾーン

「緩衝帯」: 外部からの水質汚染等の悪影響を軽減するためにコアエリアや自然環境改善エリアの周囲に設けられるエリア。

ヨーロッパにおいては、「EU野鳥指令(1979):野鳥の保護」、「EU生息地指令(1992):自然及び半自然の生息地と野生動植物の保全」等の国際合意を尊重し、EU加盟国の地域と生態系のつながりの深い東欧諸国等を含む全ヨーロッパを対象に、生態系のネットワーク「全ヨーロッパ生態系ネットワーク: PEEN」を形成することを目指す戦略として「全ヨーロッパ生物・景観多様性戦略(1995)」を全ヨーロッパ閣僚会議で承認している。オランダにおける全国エコロジカル・ネットワークの形成は、PEENの形成に貢献するものと位置付けられる。

(出典) (財)日本生態系協会「エコロジカル・ネットワーク」

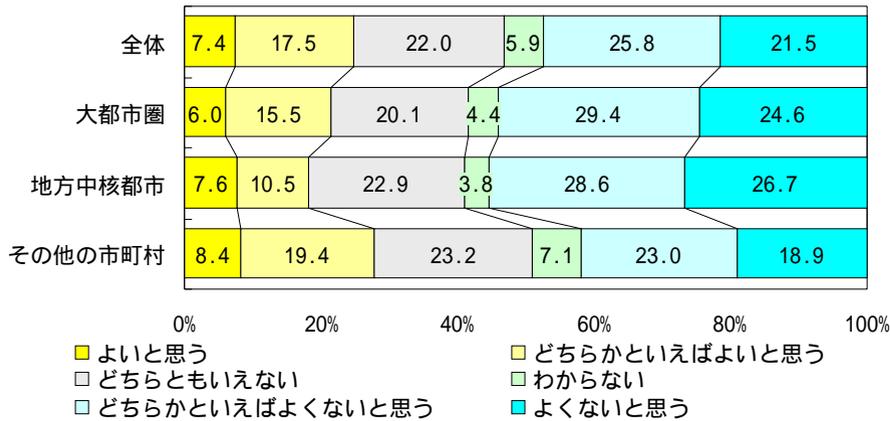
兵庫県尼崎市の臨海地域では、工場跡地等の遊休地を利用し、工業化により失われた自然環境の回復と創造を図り、魅力と活力のある都市への再生を図るため、「尼崎21世紀の森構想」が平成14年3月に策定され、大都市の既成市街地に自然環境を創出・再生する取組が進められている。



国民の街並みや景観への関心は高いが、その評価は総じて低く、特に地方中枢都市において低い。

これに対して、自治体の景観条例策定数は継続的に増加。

国民の街なみや景観への評価
(都市規模別)



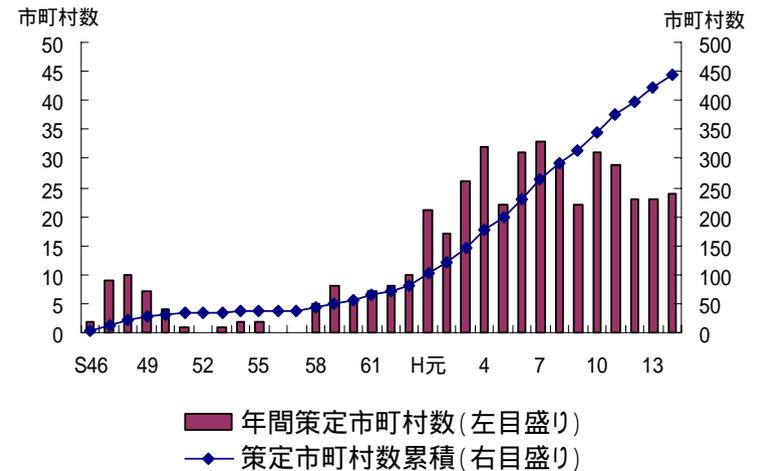
(出典) H14年度版土地白書

国土交通省「平成14年度土地問題に関する国民の意識調査」(H15.1)

調査対象: 全国の20歳以上の者 3,000人

有効回答数: 2,257件(回収率 75.2%)

景観条例制定市町村数の推移



(出典) H14年度版土地白書

国土交通省においては、美しい国づくりのための基本的考え方と国土交通省のとるべき具体的な施策について「美しい国づくり政策大綱」を策定し、今後、本政策大綱をもとに美しい国づくりを推進。

美しい国づくり政策大綱のポイント

国土交通省

- 公共事業の実施前や完了後など事業の各段階における**景観アセスメント**の仕組みを確立
- 公共事業について良好な景観形成を図るための**景観形成ガイドライン**を策定
- 良好な景観の保全・形成を総合的かつ体系的に推進するための**基本法制**を制定
- 緑に関する**法制度の充実**とあわせ、都市近郊の大規模な森の創出、緑の骨格軸の形成等を図る「**緑の回廊構想**」を推進
- 屋外広告物制度の充実とあわせ、観光地など一定地区で違反屋外広告物等を**短期間に集中整理**
- 観光振興にも留意しつつ、関係者が連携し、選定した緊急に推進すべき地区内の主な道路で5年目途に**電線類地中化**
- 地方公共団体や住民等が**地域景観の点検**を行い、点検結果を**景観阻害要因の改善**等に活用する取り組みを促進

等の重点的な取り組みを推進

住民等

地方公共
団体

企業

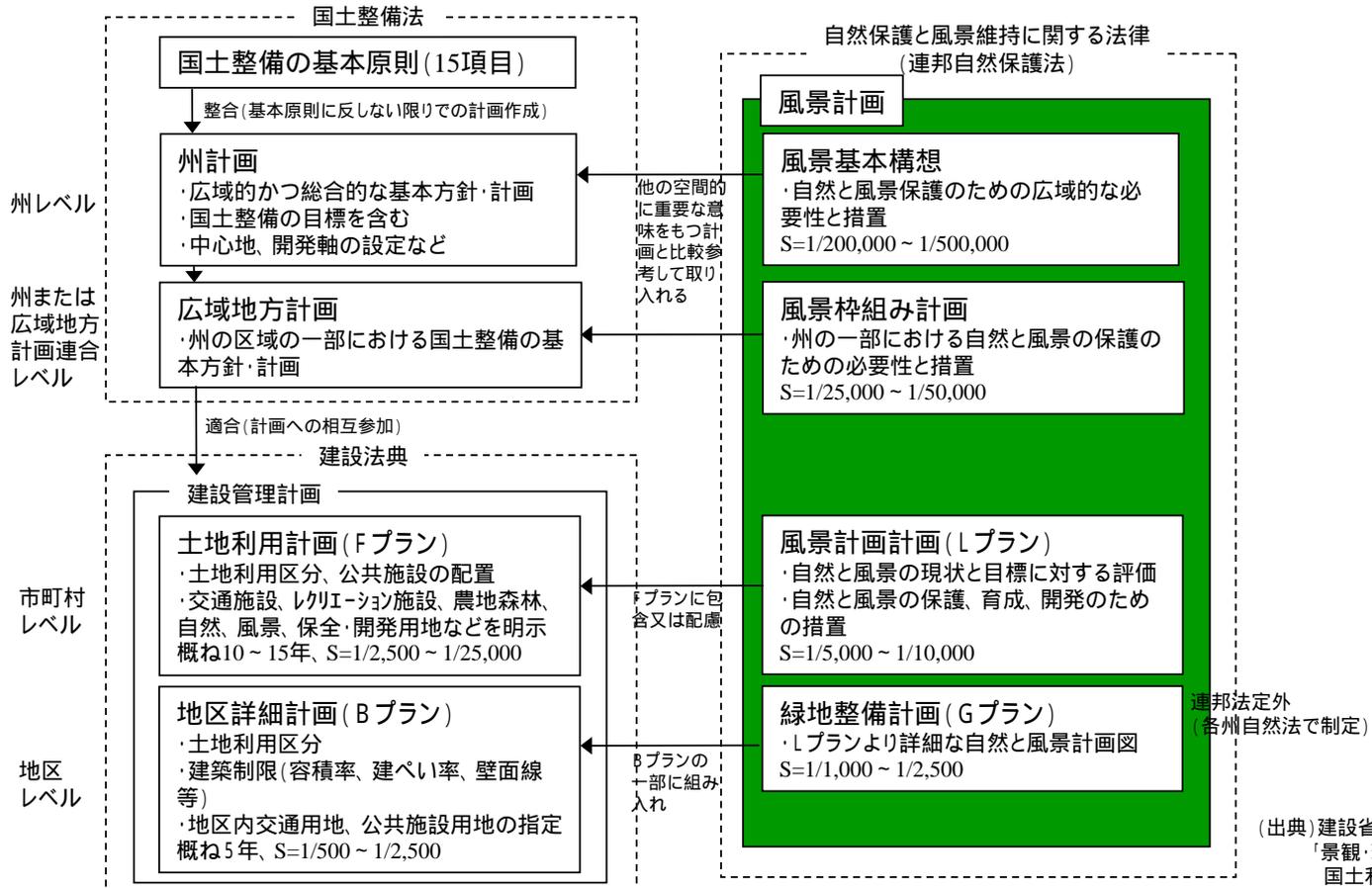
専門家

役割分担
と協働

美
し
い
国
の
実
現

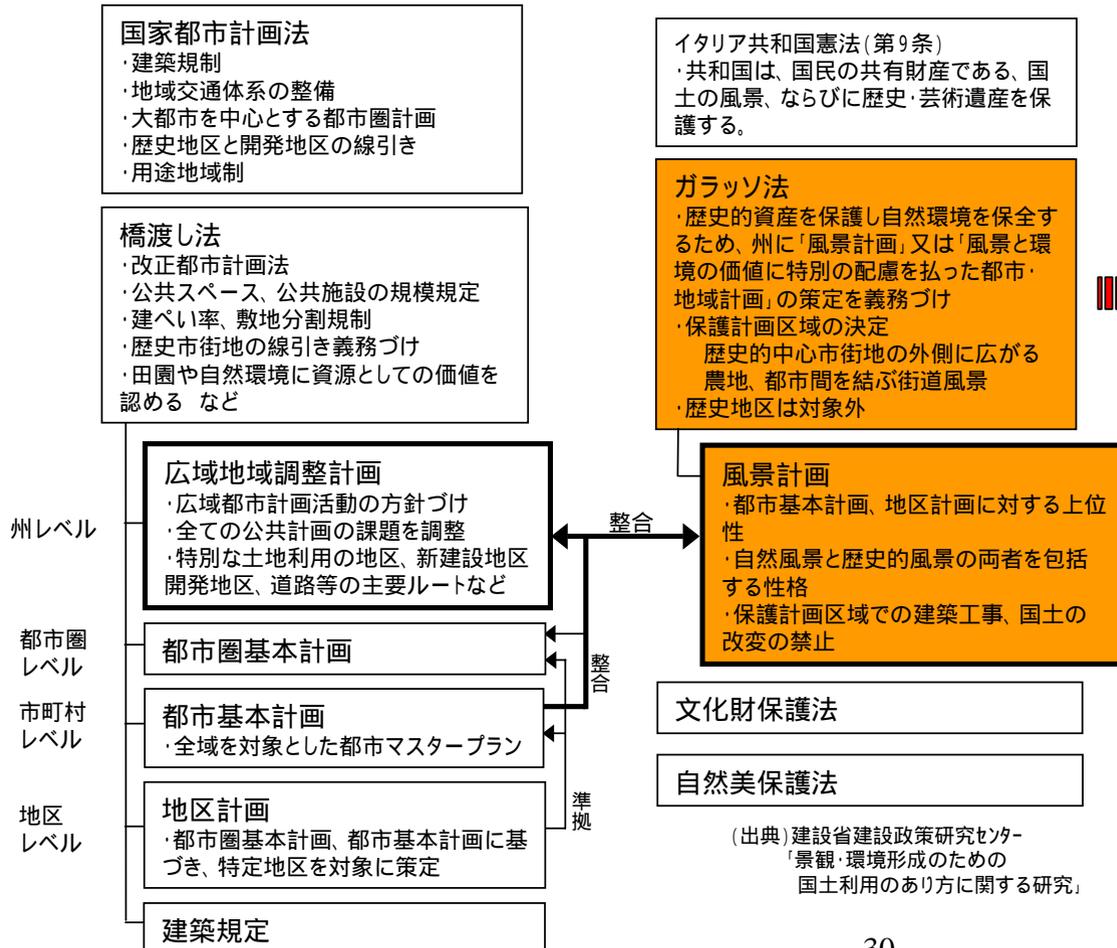
ドイツの風景計画は、連邦自然保護法を基本として、4段階の計画で構成されており、各段階で国土・土地利用計画にその内容が反映されることで実効性が担保されている。

ドイツの国土・土地利用計画と風景計画の体系



イタリアでは、ガラッソ法に基づき、各州に風景計画の策定を義務づけている。土地利用計画・規制を通じた風景保全、自然風景と歴史的風景が一体不可分の関係にあることを前提とした総合性などに特徴がある。

イタリアの国土・土地利用計画と風景保全の体系



名称	1985年8月8日に策定された「環境保護地域のための法律」
上位法	共和国憲法（第9条） 自然美保護法
契機	1984年に文化・環境財省が当時同省の政務次官であったガラッソの下、発令した省令。計画無しに海岸線から300m以内、海拔1800m以上の地域の開発を一時禁止した。
計画策定対象地域（第一条）	<ul style="list-style-type: none"> ・海拔線から300m以内と岬 ・湖沼岸から300m以内と湖沼上の地区 ・河川、急流、王国勅令1775規定の疎流の両岸から150m以内の地区 ・アルプス山系海拔1600m以上とアペニン山系、島の海拔1200m以上の地区 ・氷河とカール ・国定及び州立公園、保護区、公園周辺 ・森林 ・農業大学の演習林、公共団体所有の農地 ・共和国大統領令448号によるリストに含まれる湿地区 ・火山 ・考古学地区
追記事項	同法の実施に当たり、各州は風景計画ないしは風景計画を含む広域都市計画を1986年12月31日までに承認しなければならない。期限までに策定できない場合は、文化・環境財省が定められた権限を行使できる。
省の上位概念	建築申請が関係地区にあった場合、60日以内に州が判断し、許可する場合その内容を文化・環境省に通達するが、通達日より60日以内にしかるべき理由により、同省は許可を破棄する権利を持つ。事業者が行政機関の場合も同様。

（出典）千葉大学宮脇助教提供